

平成 30 年 10 月利府町教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 平成 30 年 10 月 29 日 (月)
午後 1 時 00 分から午後 2 時 55 分
- 2 開催場所 役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 本 明 陽 一 教育長
加 藤 東 子 委員 (教育長職務代行)
石 川 一 美 委員
村 松 淳 司 委員
高 田 修 委員
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため出席した者
- | | |
|-----------|---------|
| 教育次長 | 佐 藤 博 昭 |
| 教育総務課長 | 庄 司 幾 子 |
| 生涯学習課長 | 高 橋 徳 光 |
| 総務給食班長 | 佐々木 辰 己 |
| 学校教育班長 | 鈴 木 義 光 |
| 総務給食班主任主査 | 只 野 誠 亮 |
- 6 傍聴者 1 名
- 7 開会宣言 本明 陽一教育長 開会を宣言する。
- 8 会期の決定 本明 陽一教育長 会期は 10/29 (月) の一日とすることを提案し承認される。
- 9 平成 30 年 9 月定例会会議録の承認 本明 陽一教育長 平成 30 年 9 月定例会会議録について事務局説明願います。
庄司 幾子 課長 平成 30 年 9 月定例会会議録について説明する。
本明 陽一教育長 事務局より説明がありました。御意見ありますか。

特に意見なく承認される。

10 本定例会会議録署名委員の指名

加藤東子委員並びに、村松淳司委員を指名し承認される。

11 一般事務事業報告及び事業計画

本明 陽一教育長 一般事務事業報告及び事業計画について事務局説明願います。

佐藤 博昭教育次長 一般事務事業報告及び事業計画について説明する。

本明 陽一教育長 事務局より説明がありました。御意見ありますか。
特に意見なく承認される。

12 議案

議案第21号 利府町部活動のガイドラインについて

本明 陽一教育長 議案第21号利府町部活動のガイドラインについて、
教育総務課長説明願います。

庄司 幾子 課長 それでは、資料の18ページをお開きください。報告
第21号利府町部活動のガイドラインについて説明いたします。この
ガイドラインにつきましては、今年3月にスポーツ庁及び県教育委
員会よりガイドラインが示されております。その中で、市町村教育委
員会においてもガイドラインの設置が求められております。市町村教育
委員会で設置したあとで、各学校においてそれぞれのガイドライン
を設置することとなっております。詳細については、鈴木班長から説
明申し上げます。

本明 陽一教育長 鈴木班長お願いします。

鈴木 義光 班長 それでは、利府町部活動のガイドラインについて説明
いたします。内容については、国と県のガイドラインを基に作成して
おり、平成31年度からの運用を予定しております。

まず、大きい1番目の「部活動の意義」についてです。この中で、「学級や学年を超えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる。」「困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる。」という大きい2つの意義を記載しております。

それから、大きい2番目の「策定の趣旨と部活動の位置づけ」についてです。策定の趣旨ですが、中学校段階の運動部活動等を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点からガイドラインをまとめたものです。別紙資料1ページの下の方で枠に囲われた部分ですが、中学校学習指導要領で部活動について記載して

いる部分を抜粋しております。

別紙資料 2 ページをお開きください。大きい 3 番の「適切な休養日の設定」についてです。(1) の「適切な休養日及び活動時間等の基準」において、基本的な考え方として、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について具体的な基準を設けるというものがあります。

具体的な基準としては、①学期中の休養日の設定についてですが、週当たり 2 日以上の休養日を設け、平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とすることとしております。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返ることとしております。②長期休業中の休養日の設定についてですが、学期中に準じた扱いを行い、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けることとしております。③1 日の活動時間については、長くても平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度としております。④朝練習については、原則禁止しております。ただし、大会やコンクール等の前で校長が認める場合のみ限定期に朝練習を行うことができるものとしております。⑤ハイシーズンの設定については、校長が必要であると認めた場合は大会の前 4 週間を限度として、休養日や活動時間の規定を超えて、ハイシーズンを設定することができるものとしております。別紙資料 3 ページに「ハイシーズン」の設定上の注意を記載しておりますが、大会の前 4 週間の時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウトを防止するとともに、恒常にハイシーズンとならないように、参加する大会等を精査することとしております。この休養日や活動時間の設定については、国及び県のガイドラインと同じ設定しております。

(2) 「部活動の活動方針の策定」についてですが、各中学校は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページへの掲載等により公表することとしております。

次に、(3) 「顧問による活動計画の作成」については、①の中で外部指導員や部活動指導員と記載されていますが、部活動指導員については学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づくものであり、同法施行規則の改正により平成 29 年 4 月 1 日から部活動指導員制度が施行されております。運用については、町において規則等の策定を要するため準備でき次第としています。また、顧問については、別紙様式に

に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出することとしております。

(4) 「教職員のワーク・ライフ・バランスの実現」についてですが、別紙資料 4 ページをお開きください。校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこととしております。

次に、大きい 4 番の「指導・運営に係る体制の構築」についてです。(1) 「指導体制の構築」についてですが、顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図ることとしております。(2) は、「研修の充実」について記載しております。

続きまして、大きい 5 番の「部活動の指導者」についてです。

(1) 「人間的成长と競技力向上のバランスの良い指導」については、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにし、部活動の本来の趣旨である健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むため、バランスのとれた指導を実施することとしております。

次に、(2) 「指導者の資質向上」としては、幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることができます。また、一時的な感情に左右されたりすることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛けることとしております。

(3) 「言葉の力」についてですが、指導者の言葉が与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することを自覚して指導に当たることとし、指導者は生徒一人ひとりの心の状態まで配慮した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努めることとしております。

続きまして、(4) 「体罰根絶のために」については、体罰は学校教育法で明確に禁じられており、いかなる場合においても絶対に許されるものではありません。

(5) 「信用失墜行為の禁止」についてですが、体罰のほか、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であるということを十分に認識する必要があります。また、管理職の許可等なく生徒とメール等のやり取りを行うことは、生徒との適切な距離感を保つ観点から禁止しております。

次に、別紙資料 6 ページをご覧ください。(6) 「負荷の大きな練

習をさせるときには」については、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導することとしております。

(7) 「指導者間の連携」についてですが、外部指導者及び部活動指導者の協力を得る場合の内容となっております。

大きい 6 番の「活動の充実」についてです。(1) 「自主的・自発的な活動」については、部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者の方的な指導によって行われるものではないということを記載しております。

次に、(2) 「仲間づくりを重視した指導」についてですが、別紙資料の 7 ページをお開きください。指導者は、励まし合い、互いを支える仲間づくりを重視した指導を心がけることを記載しております。

(3) 「運動部活動における科学的なトレーニング方法の導入」については、これまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に取り入れ活用することとしております。

続きまして、大きい 7 番の「事故防止対策等」については、(1) 「健康管理」及び(2) 「運動部活動中の事故防止対策」の 2 つの内容をまとめて記載しております。

大きい 8 番の「地域との連携」については、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進めるということにしております。

次のページについては、年間の活動計画で使用する様式となっております。その中に、休養日の設定や大会等の予定を記載することになります。最後のページですが、月間の活動計画を記載する様式となっております。予定の活動時間や実績を記載する様式となっております。以上で、利府町部活動のガイドラインの説明を終わります。

本明 陽一教育長 今説明していただきましたが、国と県のガイドラインをどのくらい参考としているのか、なぜ 3 月まで策定しなければならないのかをもう少し詳しく説明してください。

鈴木 義光 班長 今説明した内容は、概ね県のガイドラインを引用したもので、一部国のものを追加した内容としております。このガイドラインの策定を受けて、各学校で活動計画を作成していくことになるので、今の時期の策定となります。平成 30 年 3 月 19 日付けで国から

の依頼による運動部活動の総合ガイドラインの策定と適切な運営の取組という文書を受けて、利府町の部活動ガイドラインの策定となつたものです。

本明 陽一教育長 ガイドラインを作成しなければならない経緯まで説明していただきました。全体を通して御意見を伺いたいのですが、資料の番号ごとに分けて進めていきたいと思います。資料の大きな 1 番「部活動の意義」と 2 番「策定の趣旨と部活動の位置づけ」について、御意見ありますか。

村松 淳司 委員 部活動ガイドラインは、運動部に限ったものですか。

鈴木 義光 班長 対象が運動部活動等であり、運動部だけでなく文化部も含めたガイドラインとなっております。

本明 陽一教育長 続いて、資料の大きな 3 番「適切な休養日の設定」について、御意見ありますか。

石川 一美 委員 例えば、選手が県選抜に選ばれた場合、土・日曜日が主な活動となるので、その選手は休養日がなくなってしまいます。そういう場合はどうしますか。

鈴木 義光 班長 活動時間の設定については、休養日を週 1~2 日設け、週当たりの活動時間の上限は 16 時間未満にすることが望ましいとされていますので、県選抜の活動と学校の部活動があると思いますが、学校の部活動の中で配慮していくものと考えています。

村松 淳司 委員 個人競技だと本人が言わないと選抜に選ばれているか分からないので、本人の申し出を待たずに指導者の方でしっかりと把握する必要があります。適當では許されず指導者の責任を明確にすべきだと思います。

石川 一美 委員 活動状況の報告を含めて顧問の先生がしっかり選手を把握していく必要がありますね。利府の選手が県選抜に選ばれるほか様々な選ばれ方があるので、顧問の先生がしっかり選手を把握して報告書を作成していくかないと、適当に作って終わりとなる可能性があります。

庄司 幾子 課長 只今いただきました意見は、県のガイドラインには明記されていません。利府町のガイドラインではハイシーズンの設定など踏み込んだ内容の記載をしており、県選抜の内容や他のスポーツクラブの出席を把握する旨の記載についても検討していきたいと考えております。

石川 一美 委員 ガイドラインを作成しても、親が勝手に練習させる場合もあるので、親にどう説明するかが難しいところです。

加藤 東子 委員 親の立場ですと、夏期休暇で部活動休みのときに、親

同士で集まって体育館を借用し子供に練習させるようなこともあります。それで成果がでると親としては間違ったことはやっているないとなるので、ガイドラインを学校の中だけのものとはならないようにしてほしいです。

本明 陽一教育長 高田委員から御意見ありませんか

高田 修 委員 生徒から顧問の先生にきちんと届け出るような形にしないといけないと感じました。親が勝手に活動することはあるかもしれないが、顧問の先生が生徒をしっかりと把握し報告書を作成することで、生徒との信頼関係ができると思います。

本明 陽一教育長 他に御意見はありませんか。

村松 淳司 委員 ハイシーズンを設定する意義について、ハイシーズンを設定すると、練習量を増やしてもいいということですか。逆に休養を増やせということですか。

庄司 幾子 課長 練習量は多少増える期間と考えております。練習時間が長くなったり土日に練習試合を組んだりしたときは、平日に 2 日休むとか、シーズンオフに土日 2 日間連続で休むとかをお願いしております。

本明 陽一教育長 働き方改革の一環でもありますね。

村松 淳司 委員 それはわかりますが、ハイシーズンを設定すると練習をたくさんすることを認めてしまうのではないでしょうか。

庄司 幾子 課長 ハイシーズンについては、中学校の要望で設定しましたが、村松委員から意見のあった部分についても検討していくたいと思います。

高田 修 委員 ハイシーズンの設定には、恒常にハイシーズンとならないように 4 週程度に抑えるという意味があるのではないかでしょう。年間計画を作成し、日報・週報という形で報告書を提出されることで管理していくべきだと思います。

本明 陽一教育長 大きい 3 番については、以上で終わりにします。次に、大きい 4 番の「指導・運営に係る体制の構築」及び大きい 5 番「部活動の指導者」につきまして、御意見はありませんか。

石川 一美 委員 外部指導者は何人いるのでしょうか。

鈴木 義光 班長 県の外部指導者委託事業を活用しており、各中学校で 2 人ずつ活用しています。

石川 一美 委員 どの部活動でどのくらい活用しているのですか。

鈴木 義光 班長 学校ごとでいうと、利府中学校ではバスケットボール部と弓道部、しらかし台中学校では弓道部と卓球部、利府西中学校ではバスケットボール部とソフトテニス部において、年間 20~30 日活

用しております。

村松 淳司 委員 大きい 4 番の (2) 「研修の充実」の②で、部活動指導員の任用・配置とありますが、これが今説明した 2 人のことですか。

鈴木 義光 班長 今説明したのは、外部指導者であり、②で記載されているのは、平成 29 年 4 月施行された学校教育法施行規則に基づく部活動指導員です。部活動指導員は、町で規則を定めた上での運用となりますので、現在は活用していない状況です。

本明 陽一教育長 続きまして、大きい 6 番の「活動の充実」及び大きい 7 番「事故防止対策等」、大きい 8 番の「地域との連携」につきまして、御意見はありませんか。

村松 淳司 委員 部活動において、地域の社会教育との関わりがはつきりした方いいので、大きい 8 番の「地域との連携」は大切だと感じました。

他に意見なし。（今回は当日資料配布となつたため提案するに止まり、次回再度審議していただくことになる。）

13 協議事項

(1) いじめ・不登校の上半期の状況について

本明 陽一教育長 (1) いじめ・不登校の上半期の状況について、事務局説明願います。

佐藤 博昭教育次長 (1) いじめ・不登校の上半期の状況について、説明いたします。資料の 20 ページをお開きください。まず、平成 30 年度の上半期のいじめ対応についてです。

1 のいじめ認知件数については、全体で小学校 30 件、中学校 5 件で、特に小学校 3 年生で 12 件、しらかし台小学校で 17 件が突出しております。これは、しらかし台小学校 6 年生の特定の児童が 3 年生に対してからかい等があり、件数が多くなっているものです。

2 の学校の対応については、(1) 未然防止に向けた取組として、学級づくり及び授業づくりが大事であることが挙げられます。また「全校道徳の時間設定と道徳教育の充実」、「ペア学年交流、地域との触れ合い活動から思いやりの心や規範意識の育成」、「『学校いじめ防止基本方針』に則った対応、『いじめ問題対策委員会』の設置」、「打合せ、職員会議等での担任等からの情報提供の場づくり」などを実施しています。

(2) 早期発見・早期対応に向けた取組としては、「アンケートでのいじめの有無確認」、「週 1 回の職員打合せと月 1 回の職員会議

での情報共有」、「ケース会議、保護者との教育相談実施」等を行っております。

(3) いじめに関する研修会については、指導主事訪問の際に必ず実施しておりますが、それ以外でも各学校で実施しております。実施の内容ですが、「いじめアンケート等による生活スタイルの分析、傾向の報告」や「児童の人間関係の築き方、学級作りについての研修」等を行っております。

(4) いじめアンケートの内容については、毎月児童生徒のアンケートと保護者アンケートを実施しております。記入の仕方は、記名が6校、無記名が3校となっています。

(5) ホームページへの公開内容については、各学校ごとにいじめ防止基本方針やいじめ認知件数等を公開しております。

次に、3の学校としての今後の課題としては、「いじめの早期発見早期対応」、「折角医療機関とつなげても予約がいっぱい受診まで時間がかかる」、「部活動内のトラブルの場合、顧問が抱え込みがちになってしまう」、「『報・連・相』を重視し学校や学年で対応できるようにしなければならない」等が挙げられます。

続きまして、資料の22ページをお開きください。今後の取組についてですが、4点あります。1点目は、「いじめ認知の基準」の共通理解と組織的な早期発見・早期対応です。2点目は、家庭・地域との連携を深める姿勢で、学校だより等を活用していることです。3点目は、年度末・年度始めのいじめ案件の引き継ぎを確実に行うことで、例えば小学校から中学校への引き継ぎ漏れがないようにしていきたいです。4点目のケース会議については、学校により対応に差がありますので、教育総務課長より校長会で例を提示しまして、共通したやり方で実施していくこととしております。以上で、上半期のいじめ対応についての説明を終わります。

- 本明 陽一教育長 事務局より説明がありましたが、御意見ありますか。
- 石川 一美 委員 毎月実施している児童生徒のアンケートからの訴えが多いとあるが、アンケートは1~6年生全員が対象ですか。
- 佐藤 博昭教育次長 月に1回の簡易的なアンケートで見つかるケースが多いです。対象は、1~6年生全員です。
- 本明 陽一教育長 加藤委員から御意見はありませんか。
- 加藤 東子 委員 ホームページへの公開により、保護者への周知を積極的に行ってているのですか。
- 佐藤 博昭教育次長 具体的ないじめについては公開しませんが、いじめの件数やいじめ防止の方針を掲載している学校はかなり多いです。

- 石川 一美 委員 ホームページが見れない学校があります。URLの転送で対応できないのですか。
- 佐藤 博昭教育次長 ホームページが見れない学校については、役場のホームページからリンクすれば学校のホームページを見ることができます。URLの転送での対応ができないので、苦肉の策をとっています。
- 石川 一美 委員 そうすると、本当に保護者へ周知されているか疑問が残ります。学校としては情報発信しているつもりでも、保護者や地域には伝わっていない可能性があります。
- 加藤 東子 委員 そもそも学校からのお便りはよく見るのが、学校のホームページはあまり見ていません。一日どのくらいの方がホームページを見ているのですか。そこまで情報公開しているのだから、見てもらわないといけないと思います。
- 佐藤 博昭教育次長 すべての学校を確認していませんが、少なくとも利府第三小学校では、カウンターでアクセス数を確認しています。かなりのアクセス数があるようです。
- 本明 陽一教育長 再確認して、ホームページにアクセスできない学校は改善してください。
- 本明 陽一教育長 ここで、高田委員が中座します。
- 高田 修 委員 仕事の予定があるため、申し訳ありませんが帰ります。よろしくお願ひします。
- 本明 陽一教育長 続きまして、上半期の不登校について、事務局説明願います。
- 佐藤 博昭教育次長 それでは、資料23ページをお開きください。平成30年度上半期の不登校児童生徒数状況について、説明いたします。1の不登校児童生徒への指導・支援についてですが、(1)不登校児童生徒数状況については、小学校で3人、中学校で24人となっています。
- (2)不登校児童生徒の主要な要因としては、小学校では家庭状況や対人関係があり、中学校では家庭状況や対人関係に加えて、学力不振や怠学があります。
- (3)学校訪問から分かったことは、各学校とも担任教員の努力がうかがえるということです。また、学年主任による学年経営の方針や手立てをどう示しているか、担任任せになってないかという問題点が見つかったので、11月に学年主任対象の研修を行う予定となっております。あと、初期段階のケース会議の開催が大切だと考えております。朝の打ち合わせの工夫も大切で、生徒指導内容の共有を図っていきたいです。
- 次に、資料24ページをお開きください。平成30年度上半期の病

欠児童生徒数状況について、説明いたします。1の病欠児童生徒への指導・支援についてですが、病欠の児童生徒数については、小学校で2人、中学校で12人となっております。また、学校訪問の結果から、不登校と比較すると減少していることや怠学傾向の病欠児童生徒は減少していることが分かっています。

2の平成29年度から長期欠席が改善し復帰した児童生徒については、小学校が8人、中学校が6人います。これは、個に応じた組織的・計画的・継続的な支援の成果であり、学級づくりにおいて、学級の一員と思える指導の継続と担任教師との信頼関係づくりが功を奏したのではないかと分析しています。また、不登校児童生徒については、登校に至っていないが、家庭生活に変化が見られる児童生徒が増加してきています。

続きまして、資料25ページをお開きください。今後の取組についてです。大きく4点あります。1点目は、数値的にも改善を目指すということで、毎月の欠席0を目指します。2点目は、新たな不登校を出さない姿勢と取組、努力です。3点目は、早期対応と対応の工夫です。本人との面談、保護者との面談、両親との面談を行います。4点目は、子どもの心のケアハウスとの連携で、十符ルームへの通級が小学校で1名、中学校で3名おります。

次に、生徒指導上の問題発生状況についてですが、小学校で86件、中学校で1件発生しております。

迅速的な初期対応の共通認識については、主任層への働きかけということで、主任層向けの研修会を実施していきます。また、苦情・クレームに対する対応については、若い先生方を対象に、苦情・クレームに関する資料を連絡会議で配布済みです。初期対応が大切で、初期対応の可能性が高い担任の先生に対して学年主任を通して指導してもらいます。

続きまして、資料26ページをお開きください。各相談件数状況についてです。小学校訪問時の児童相談件数は、14件の44人で、相談内容については、ほとんどが悪口や嫌がらせの訴えです。保護者・町民からの教育相談状況については、相談件数が小学校6件、中学校11件で同一の保護者からの相談も含まれます。相談内容については、小学校が担任教師への不信・不満、不登校、学習不振、登校渋り、中学校が担任教師への不信・不満、学校対応、部活動、転出入、スマホ、虐待となっております。

最後に、今後の各会議等については、資料を読んでおいていただければと思います。以上で説明を終わります。

- 本明 陽一教育長 事務局より説明がありましたが、御意見ありますか。
- 石川 一美 委員 つまり、利府町内の小中学校については、改善がみられているということですか。
- 佐藤 博昭教育次長 その通りです。
- 村松 淳司 委員 子どもが逃げる場所がないところに原因があると思います。ケアハウスが効果的で、ケアハウスの整備という形をもって改善をめざしてほしいです。
- 加藤 東子 委員 数字で見ると減っているのが喜ばしいところです。何か問題があったとき、若い先生が矢面に立つので、育てて立派な先生になってほしいです。若い先生はベテランの先生に相談しにくいようなので、相談しやすくなるようご指導願います。
- 佐藤 博昭教育次長 私が見る限り、各学校の職場の人間関係は悪くないと思います。先生方には、自分のクラスは自分で責任を持つという意識が強い人が多く、抱え込んでしまい悪化する場合が多いです。ですから、研修等で上司から報・連・相を徹底するよう声掛けしてもらっています。学年主任を中心とした研修もその一環であり、だいぶ改善していくと考えています。
- 他に意見なく承認される。

14 報告事項

(1) 利府町子どもの心のケアハウス「十符ルーム」の上半期活動状況について

- 本明 陽一教育長 教育総務課長説明願います。
- 庄司 幾子 課長 利府町子どもの心のケアハウスの概要につきましては、支援方針として児童生徒への支援、保護者への支援、学校への支援を行っております。支援体制については、支援担当として心のケアハウススーパーバイザーが 1 名、心のケアハウスケアハウス学びサポーターが 1 名、心のケアハウス学校学びサポーターが 3 名の体制となっております。通所等の上半期の状況については、開所日数は 120 日で、通所者は小学校 1 名、中学校 4 名で、うち 1 名が学校へ復帰しております。また、延日数で 75 日の通所となっております。
- 本明 陽一教育長 事務局より説明がありました。御意見ありますか。
- 特に意見なし

(2) 宮城郡中学校新人大会及び宮城郡・宮城県中学校駅伝競走大会結果について

- 本明 陽一教育長 教育総務課長説明願います。

庄司 幾子 課長 宮城郡中学校新人大会、県大会、ブロック大会の出場については、利府中学校では、ブロック大会出場が 5 競技、県大会出場が 9 競技ありました。しらかし台中学校では、ブロック大会出場が 1 競技、県大会出場が 9 競技ありました。利府西中学校では、ブロック大会出場が 1 競技、県大会出場が 4 競技ありました。宮城郡駅伝競走大会については、しらかし台中学校が男女とも優勝して県大会に出場しております。県大会に出場した結果については、しらかし台中学校が男子で 7 位入賞、女子で 8 位入賞となっております。

本明 陽一教育長 事務局より説明がありました。御意見ありますか。
特に意見なし

(3) 十符っ子ブラザーシップによる北海道胆振東部地震被災地等への募金活動について

本明 陽一教育長 生涯学習課長説明願います。

高橋 徳光 課長 十符っ子ブラザーシップによる北海道胆振東部地震被災地への募金活動については、9月7日から10月5日まで実施し、総額 199,251 円集まりました。集まった募金については、河北新報社利府販売所へ利府西中学校が代表で贈呈し、被災地へ届けられました。また、西日本豪雨災害被災地への募金については、まだ実施していなかった利府第三小学校及び利府支援学校から 33,000 円程集まり、日本赤十字社を通じ被災地へ届けられ、総額 339,890 円になりました。

本明 陽一教育長 事務局より説明がありました。御意見ありますか。
特に意見なし

(4) 利府町文化複合施設の管理運営手法について

本明 陽一教育長 (4) 利府町文化複合施設の管理運営手法については、非開示情報が含まれるため秘密会とする。

15 その他

(1) 平成30年11月定例会の開催について

本明 陽一教育長 事務局説明願います。

庄司 幾子 課長 11月28日(水)に11月定例会を開催いたします。当日は、午前10時30分から利府小学校の新校舎見学、授業参観(学校は未定)を行っていただき、給食試食のあと、役場に戻り、午後1時から定例会の開催となります。

(2) 平成30年度市町村教育委員会研究協議会について

本明 陽一教育長 平成 30 年 10 月 15 日から 16 日まで山形テルサで開催された平成 30 年度市町村教育委員会研究協議会について報告するものです。第 1 ブロック 350 名参加で、第 1 日目は、開会行事と行政説明（文科省より）、基調講演（「社会に開かれた教育課程」の具現化に向けて）、パネルディスカッションがありました。第 2 日目は、事例発表・研究協議の第 2 分科会「外国語教育の充実」に出席し、文科省の指定を受けた村山市と昭和町の実践的な取組について学んできました。

(3) 十符っ子の日の報告について

本明 陽一教育長 各教育委員から報告願います。

加藤、石川、村松委員から 10 月 27 日に出席した十符っ子の日行事について、それぞれ報告を受ける。

16 閉会宣言

本明 陽一教育長 閉会を宣言する。